

[夢の島公園アーチェリー場]

1. 夢の島公園アーチェリー場の計画の目的及び内容
2. 環境影響評価の検討（夢の島公園アーチェリー場）

1. 夢の島公園アーチェリー場の計画の目的及び内容

1.1 目 的

夢の島公園アーチェリー場（旧名称：アーチェリー会場（夢の島公園））は、東京 2020 大会では、オリンピック及びパラリンピックのアーチェリーの会場として利用される計画である。東京都により恒久施設として様々なスポーツの機会を提供する施設として活用する予選会場を整備し、今後、組織委員会が東京 2020 大会の仮設の決勝会場やその他の仮設施設を整備する。

なお、夢の島公園アーチェリー場の予選会場の盛土工事に係る環境影響評価は、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書（アーチェリー会場（夢の島公園））」（平成 28 年 7 月 東京都）として実施している。そのため、本事業計画概要報告書は、組織委員会が整備する仮設の決勝会場やその他の仮設施設を対象とした。

1.2 夢の島公園アーチェリー場の計画の策定に至った経過

夢の島公園アーチェリー場は、立候補ファイルにおいて、オリンピック及びパラリンピックのアーチェリー会場として利用するため、公園内の多目的コロシアム南側の緑地部分に決勝会場を仮設、予選会場を新設する計画とされた。

東京都は、招致の時点で作成した会場計画について都民の理解を得て実現できるよう、大会組織委員会とともに、「レガシー」、「都民生活への影響」、「整備費」の 3 つの視点で会場計画の再検討を行うこととした。

会場再検討の結果、公園内に整備を予定していた夢の島ユース・プラザ・アリーナ A 及び B の新設を中止するとともに、夢の島競技場で実施予定であった馬術の競技会場を馬事公苑に変更したことから、公園全体で配置計画を見直すことが可能となった。そのため、公園の緑や利用者への影響に配慮し、公園全体で最適な施設配置について検討を行った結果、予選会場（新設）は多目的コロシアムの位置に、決勝会場（仮設）は陸上競技場の位置に配置することとなった。

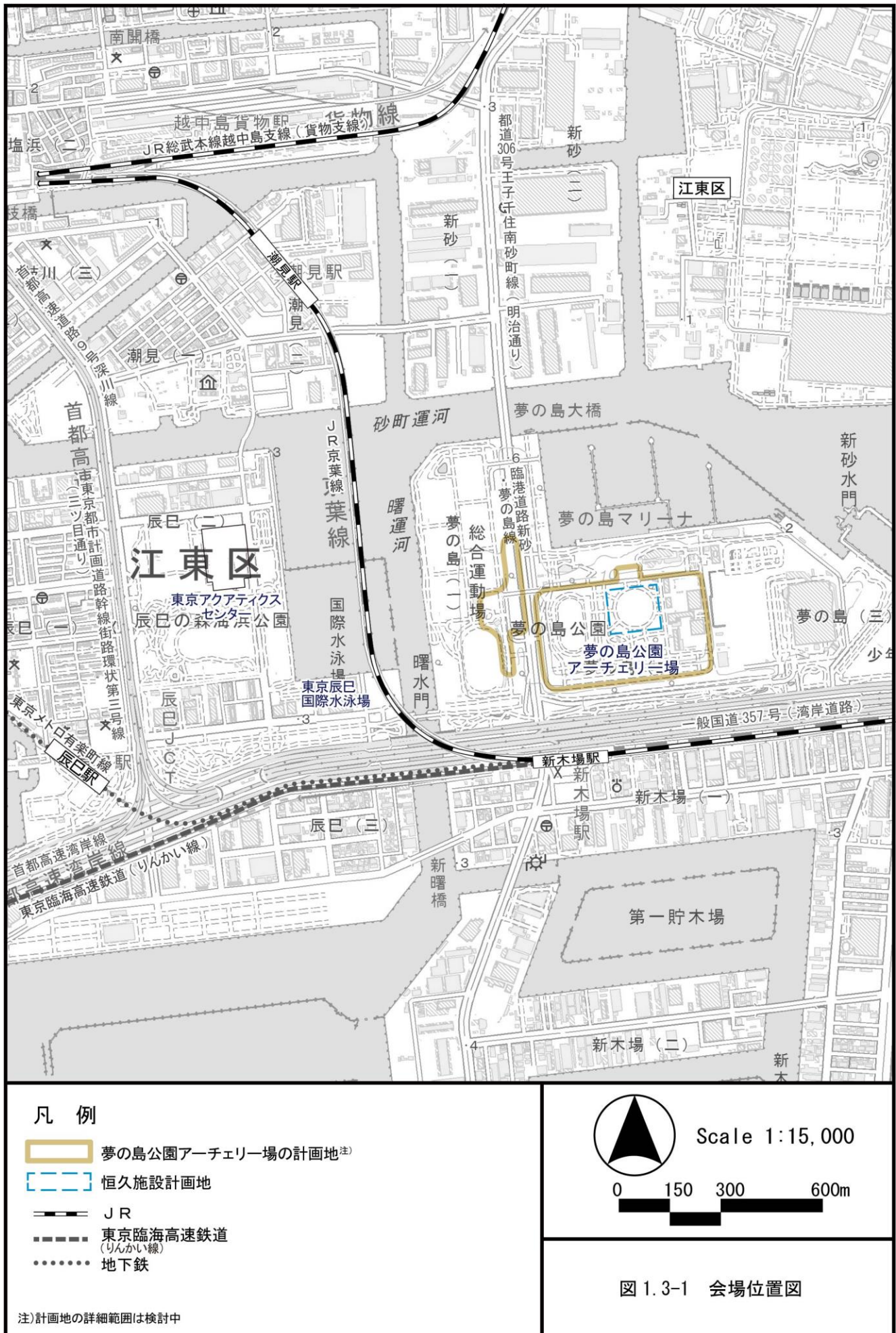
なお、2018 年 10 月の組織委員会の理事会において、本会場の大会時に使用する名称は「アーチェリー会場（夢の島公園）」から「夢の島公園アーチェリー場」へと変更されることについて、IOC の承認が得られ、決定したことが報告された。

1.3 内 容

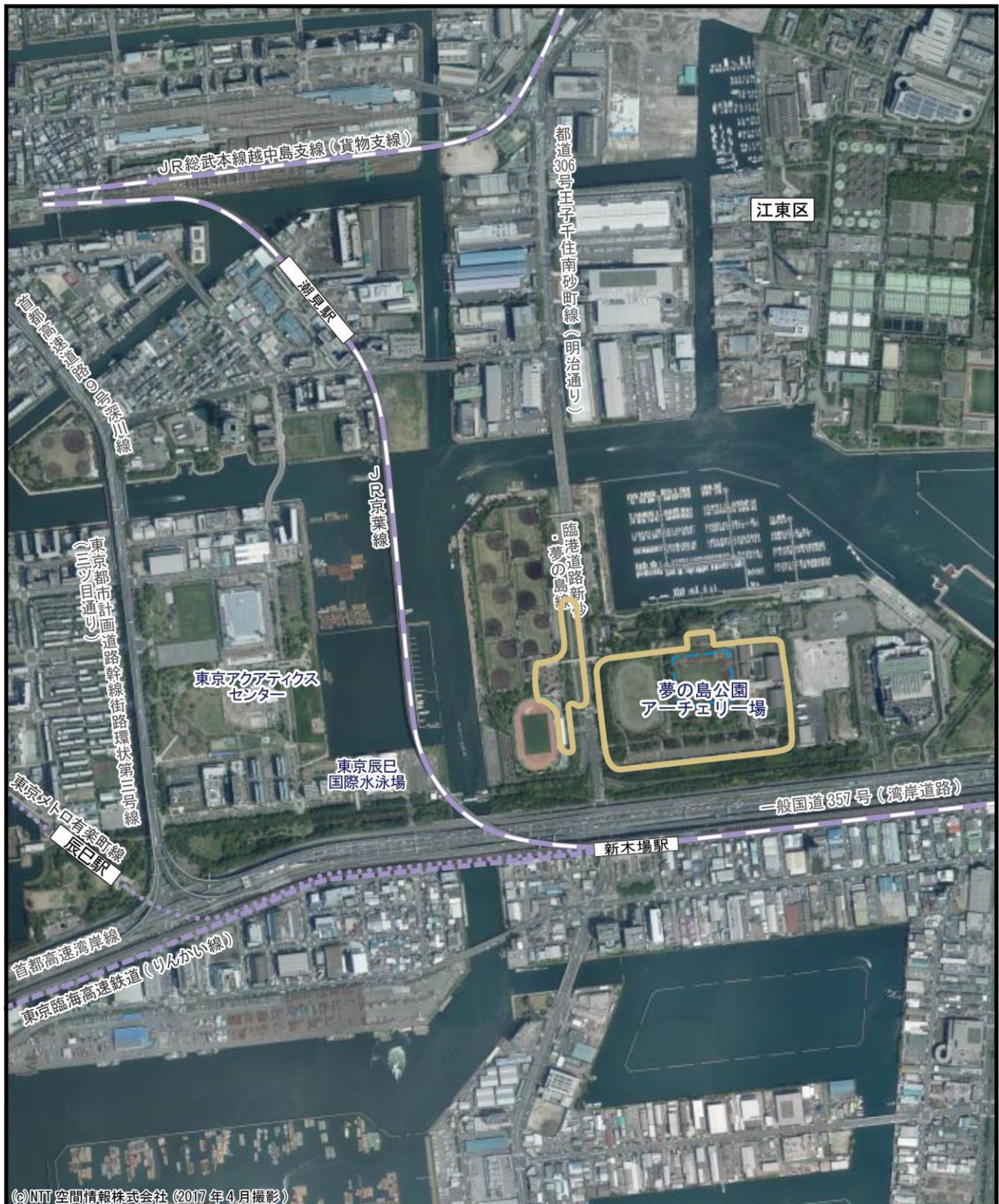
1.3.1 位 置

会場は、図 1.3-1 及び写真 1.3-1 に示すとおり、東京都江東区夢の島一丁目及び二丁目に位置する。

1. 夢の島公園アーチェリー場の計画の目的及び内容



1. 夢の島公園アーチェリー場の計画の目的及び内容



(c)NTT 空間情報株式会社 (2017年4月撮影)

凡 例

- 夢の島公園アーチェリー場の計画地^{注)}
- 恒久施設計画地
- J R
- 東京臨海高速鉄道 (りんかい線)
- 地下鉄

注)計画地の詳細範囲は検討中



Scale 1:15,000

0 150 300 600m

写真 1.3-1 会場周辺の航空写真

1.3.2 基本計画

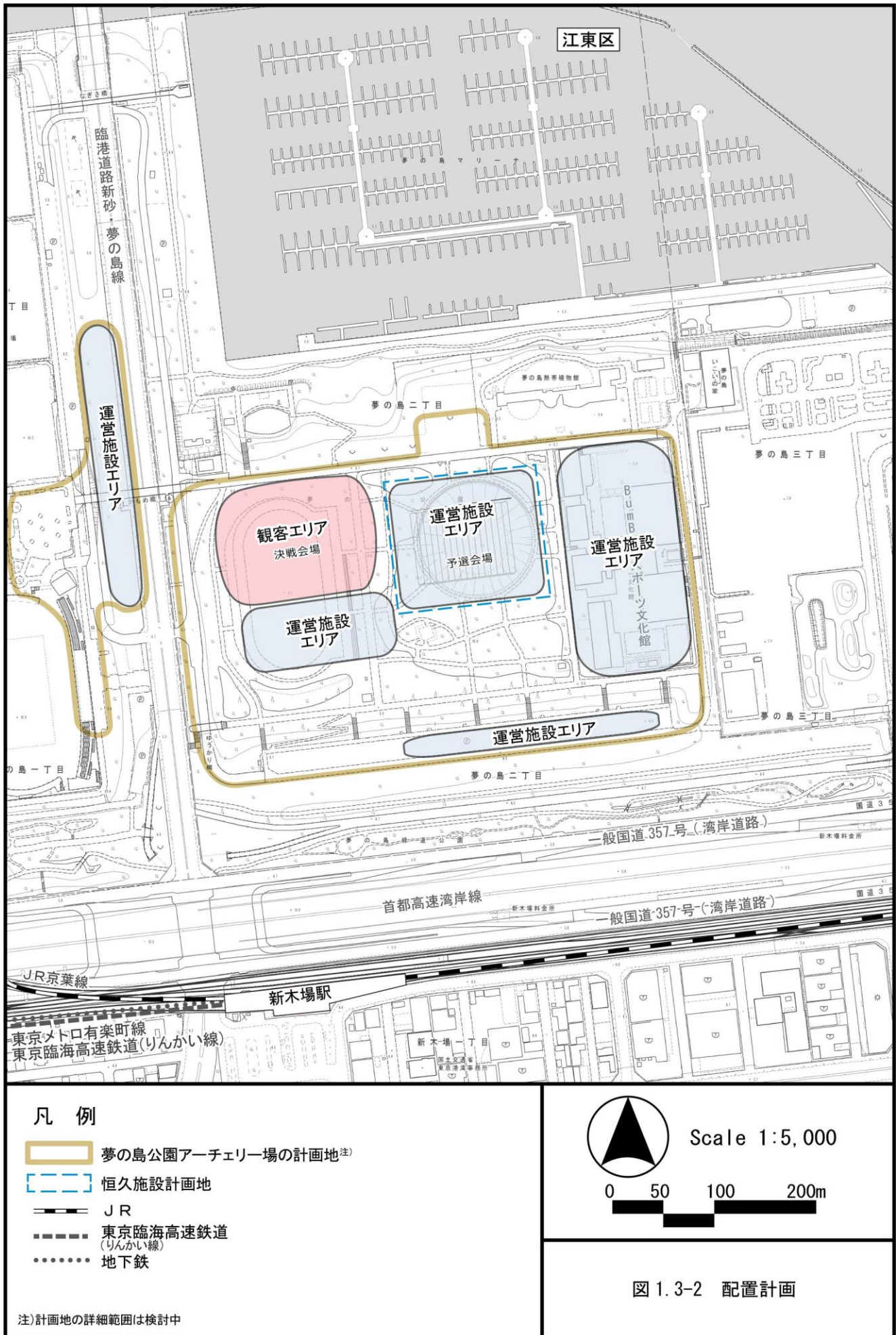
(1) 配置計画

大会時の配置計画のイメージ図は、図1.3-2に示すとおりである。計画地内の観客エリアには、競技を実施する決勝会場及び予選会場や仮設観客席¹を整備する。また、大会の運営施設エリアには、アスリートやメディア関係等の施設として、敷地内のオープンスペースにプレハブやテント等の仮設施設を配置するほか、大会関係者用の駐車場を配置する計画である。

仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らしているが、計画地内の既存樹木の一部については、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画である。

1 仮設観客席については、建築基準法第85条5項の規定に基づき、仮設建築物の建築許可申請を行い、許可を受けた上で、建築確認申請の手続きを経て着工する。なお、当該許可は、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に限って行われる。

1. 夢の島公園アーチェリー場の計画の目的及び内容



1.3.3 施工計画

(1) 工事工程

東京都が整備している予選会場の工事工程は、2016年から2019年にかけて、31か月間の工期であった（2019年2月に竣工済み）。

組織委員会が整備する仮設施設の設置から撤去までの工事工程は、テストイベントや大会期間も含め、2019年から2020年までの21か月を見込んでいる。

(2) 施工方法の概要

1) 仮設施設設置工事

仮設施設設置工事として、決勝会場の造成を行うほか、仮設観客席、ユニットハウス、プレハブ、テント、コンテナ、トイレ等の仮設施設の設置や設備工事等を行う計画である。

また、既存のBumB東京スポーツ文化館を大会の運営のための諸室として利用するため、可動式パーティションの設置等による内装改修工事を行う計画である。

2) 解体工事

仮設施設を撤去し、原状回復を行う。

(3) 工事用車両

工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、適切なアイドリングストップ等のエコドライブや安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画である。

(4) 建設機械

各工種において想定する主な建設機械は、表1.3-1に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める計画である。

表1.3-1 主な建設機械

工 種	主な建設機械
仮設施設設置工事	ラフタークレーン、バックホウ、ブルドーザ
解体工事	ラフタークレーン、バックホウ

(5) 工事中の廃棄物等処理計画

建設工事に伴い発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等に基づき、再生利用可能な廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行う計画である。また、決勝会場の造成に伴う建設発生土は、決勝会場内でバランスを図り、建設発生土の場外搬出は、極力行わない計画である。

なお、大会後の仮設施設の解体工事については、仮設施設の資材等を可能な限り再利用することを検討している。

2. 環境影響評価の検討

環境影響評価は、図 2-1 に示す手順に従い、会場事業計画の内容を基に環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況及び社会経済情勢等を勘案して検討した。

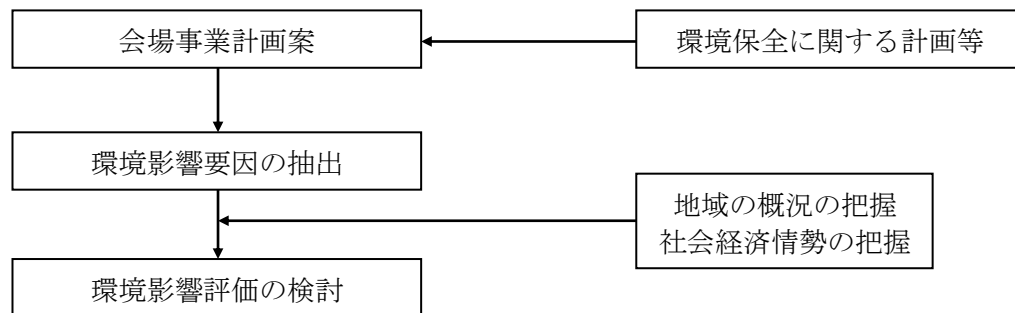


図 2-1 環境影響評価の検討手順

環境影響要因は、東京 2020 大会の開催前、開催中及び開催後について、表 2-1 に示すとおり設定した。東京 2020 大会の開催中における大会の運営等については、現時点では具体的な計画が未定である。このため、本事業計画概要報告書では、表 2-1 に示す環境影響要因のうち、計画の具体性の高い環境影響要因を対象とすることとし、大会の開催中に係る環境影響要因は対象としなかった。これらの大会の開催中に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討し、別途実施する予定である。

表 2-1 抽出した環境影響要因

区分	環境影響要因		内容
開催前	恒久施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の建築物の出現や建築物の存在に伴う影響
	仮設施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の仮設施設の出現や仮設施設の存在に伴う影響
開催中	競技の実施		競技の実施に伴う影響
	大会の運営		大会開催中の関係車両の発生集中交通、会場設備等の稼働、その他大会の運営に伴う影響
開催後	仮設施設	解体工事	東京 2020 大会の仮設施設の解体工事に伴う影響
		工事用車両の走行	解体工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	解体工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
	恒久施設	設備等の持続的稼働	
		東京 2020 大会後の施設の継続的利用に伴う影響	

注）網掛けは、本事業計画概要報告書では対象としない環境影響要因を示す。本施設は恒久施設及び仮設施設で整備する。恒久施設の盛土工事に係る環境影響評価は、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書（アーチェリー会場（夢の島公園）」（平成 28 年 7 月 東京都）として実施している。そのため、本事業計画概要報告書では恒久施設以外の仮設施設の環境影響要因のみを対象とした。

工事概要・規模等を勘案し、環境影響評価項目の選定に関して検討した結果、個別施設としての環境影響評価項目について選定しなかったため、予測・評価の結果をまとめる環境影響評価書等は作成しないが、その検討結果を明らかにするため、本事業計画概要報告書としてまとめた。環境影響評価の項目選定の検討結果は、表 2-2(1)～(3)に示すとおりである。

表2-2(1) 環境影響評価の検討結果

項 目	検討結果
大気等	本計画は、既存施設の内装改修工事や仮設施設の設置工事を行うものであり、これまでの恒久施設の整備工事と比べて工事用車両の台数や建設機械の稼働台数は僅かであることから、大気等への影響はほとんどないと考えられる。 なお、工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、適切なアイドリングストップ等のエコドライブや安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画である。 また、工事に使用する建設機械は、排出ガス対策型建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減に努める計画である。
水質等	施設の建設に伴う排水は、下水排除基準を遵守した上で公共下水道に放流される。このことから、公共用水域及び地下水の水質等に影響を及ぼすおそれはない。
土壌	本計画は、仮設施設の設置工事を行うものであり、有害物質は使用しない。計画地内の一部は、形質変更時要届出区域に指定されているが、仮設施設整備に当たっては、形質変更時要届出区域の土地の形質の変更が生じないように検討している。また、その他の区域については、有害物質の取扱事業場が存在した履歴はなかった。また、計画地は、埋立てに伴う廃棄物層の上に、公園整備に伴う客土がなされた地中構造を有しているが、有害物質に汚染された土壌を埋め立てた経緯はない。廃棄物の埋立てにより廃棄物層底面下の土壌に汚染のおそれはあるものの、本計画は廃棄物層底面下の土壌の改変を生じることではない。今後、関係機関との協議を踏まえ、必要に応じて都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 117 条に基づく土地利用の履歴等調査届出書及び土壌汚染対策法第 4 条に基づく土地の形質の変更届出書の提出を予定している。 なお、工事中に土壌汚染が新たに確認された場合は、速やかに法令に則った対応をする。
生物の生育・生息基盤	本計画は、既存施設の内装改修工事や仮設施設の設置工事を行うものであり、生物の生育・生息基盤を大幅に改変するような土地造成等の改変は実施しない。また、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画であり、生物の生育・生息基盤の状況に大きな変化は生じない。
水循環	本計画は、既存施設の内装改修工事や仮設施設の設置工事を行うものであり、水循環に影響を及ぼすような大規模な地表面被覆の改変や地下躯体の設置は実施しないことから、水循環の状況に変化は生じない。
生物・生態系	本計画は、既存施設の内装改修工事や仮設施設の設置工事を行うものであり、動植物の生息・生育環境を大幅に改変するような土地造成等の改変は実施しない。また、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画であり、生物・生態系の状況に大きな変化は生じない。
緑	本計画は、既存施設の内装改修工事や仮設施設の設置工事を行うものであり、緑の量や質を大幅に改変するような土地造成等の改変は実施しない。また、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画であり、緑の状況に大きな変化は生じない。
騒音・振動	本計画は、既存施設の内装改修工事や仮設施設の設置工事を行うものであり、これまでの恒久施設の整備工事と比べて工事用車両の台数や建設機械の稼働台数は僅かであることから、騒音・振動への影響はほとんどないと考えられる。 なお、工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、適切なアイドリングストップ等のエコドライブや安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画である。 また、工事に使用する建設機械は、低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、騒音の低減に努める計画である。
日影	仮設施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的に日影に影響を及ぼすおそれはない。
景観	仮設施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的に景観に影響を及ぼすおそれはない。
自然との触れ合い活動の場	計画地が位置する夢の島公園は、予選会場エリアについては、既に閉鎖中である。今後、仮設施設整備を実施するが、触れ合い活動の場を締め切るのは、公園の一部に留まる。

表2-2(2) 環境影響評価の検討結果

項 目	検討結果
歩行者空間の快適性	本計画は、既存の夢の島公園を利用するものであり、公共交通機関からの歩行者経路に変化は生じない。
史跡・文化財	計画地は、1965 年頃に竣工した埋立地に位置しており、埋蔵文化財包蔵地は存在しない。
水利用	仮設施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的な水の効率的利用への取組・貢献の程度に変化は生じない。
廃棄物	本計画は、既存施設の内装改修工事や仮設施設の設置工事を行うものであり、地下躯体を構築するような大規模な土工事や施設の建設工事を行わないことから、建設廃棄物等の発生量は僅かである。 これらの仮設施設整備に伴い発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等に基づき、再生利用可能な廃棄物については積極的に再資源化に努め、再生利用が困難なものについては適切な処理を行う計画である。 また、大会後は、仮設施設の資材等を可能な限り再利用する計画を検討中である。 これらを踏まえ、大会前の仮設施設整備に伴う建設廃棄物の再資源化等及び大会後の資材等の再利用等の取組みについては、他の会場と合わせて、全体計画で評価する。
エコマテリアル	仮設施設整備に当たっては、組織委員会による「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード」や「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に基づき資材等を調達する計画を検討中であることから、その計画を踏まえ、他の会場と合わせて、全体計画で評価する。
温室効果ガス	仮設施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的な温室効果ガス排出量に変化は生じない。
エネルギー	仮設施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的なエネルギー使用量に変化は生じない。
土地利用	本計画は、既存の夢の島公園を利用するものであり、土地利用に変化は生じない。
地域分断	本計画は、既存の夢の島公園を利用するものであり、新たな地域分断は生じない。
移転	本計画は、既存の夢の島公園を利用するものであり、移転は生じない。
スポーツ活動	東京 2020 大会の実施がスポーツ活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
文化活動	東京 2020 大会の実施が文化活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
ボランティア	東京 2020 大会の実施がボランティア活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
コミュニティ	東京 2020 大会の実施が地域のコミュニティに及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
環境への意識	東京 2020 大会の実施が環境への意識に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
安全	仮設施設整備に当たっては、組織委員会による「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき移動の安全のためのバリアフリー化を図るため、安全性には問題がないものと考えられる。
衛生	東京 2020 大会の実施における飲料水や食品等についての安全性については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
消防・防災	仮設建築物であっても、建築基準法第 85 条第 5 項の規定に基づき、仮設建築物の建築許可申請を行い、許可を受けた上で、建築確認申請の手続きを経て着工する。なお、当該許可は、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に限り行われるものであるため、消防・防災面には問題がないものと考えられる。

表2-2(3) 環境影響評価の検討結果

項 目	検討結果
交通渋滞	本計画は、既存施設の内装改修工事や仮設施設の設置工事を行うものであり、これまでの恒久施設の整備工事と比べて工事用車両の台数は僅かであることから、交通量及び交通流への影響はほとんどないと考えられる。 なお、工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画である。
公共交通へのアクセシビリティ	本計画は、既存の夢の島公園を利用するものであり、公共交通機関へのアクセシビリティに変化は生じない。
交通安全	本計画は、既存施設の内装改修工事や仮設施設の設置工事を行うものであり、これまでの恒久施設の整備工事と比べて工事用車両の台数は僅かであることから、交通安全への影響はほとんどないと考えられる。 なお、工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画である。
経済波及	東京 2020 大会の実施による経済波及効果については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
雇用	東京 2020 大会の実施による雇用への影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
事業採算性	東京 2020 大会の実施による事業採算性については、全体計画の環境影響評価の中で個々の会場ごとに評価する。